

感染症対策に関する指針

(訪問系・通所系・居宅系サービス)

1 感染症対策に関する基本的な考え方

医療法人厚生会在宅医療部の訪問系・通所系・居宅系サービス事業所は、サービスの対象者が感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等であることから、感染が広がりやすいという認識のもと、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図った上で良質な介護が提供できるよう努めます。

2 感染対策委員会及びその他在宅医療部内の組織に関する事項

- (1) 医療法人厚生会在宅医療部は、感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応を迅速に行い、かつ利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を在宅医療部全体で取り組むため感染対策委員会（以下「委員会」という）を設置します。
- (2) 委員会の運営責任者は委員長（在宅医療部長）とし、課長、課長補佐等、主任、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員及び本部事務局職員で構成します。
必要に応じ、法人内別事業と連携して厚生病院医師、医療安全管理部、感染管理室看護師の参画を要請します。
- (3) 委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4) 委員会は6ヶ月に1回開催します。また、感染症発生時には必要に応じ臨時委員会を開催します。
- (5) 委員会の役割は次のとおりとします。
 - ①施設内感染対策計画の立案
 - ②指針、マニュアル等の整備・更新
 - ③感染対策に関する職員への研修・教育計画の策定
 - ④利用者及び職員の健康状態の把握
 - ⑤感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ⑥部署内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
 - ⑦各部署での感染対策実施状況の把握と評価

3 感染対策に関する職員研修について

- (1) 職員に対して感染症の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を、委員会または研修委員会の企画により実施します。
- (2) 委員会は本指針・マニュアルに基づき研修計画を策定し、次のとおり実施します。
 - ・新規採用者：感染症及び感染対策の基礎知識
 - ・定期研修：感染対策に関する定期的な研修を年1回実施
 - ・訓練（シミュレーション）：施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回実施
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 平常時の対策及び発生時の対応に関する基本方針

感染症の発生を防止するために平時から「介護現場における感染対策の手引き」に沿って事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準予防策）を行い、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。

【発生時の対応】

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関との連携
- ・保健所、市町村関係課など行政への報告

5 閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう、ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

（附則）

この指針は令和5年4月1日から施行する。